平成 17 年 8 月 2 日

5号機(改良型沸騰水型:定格電気出力138万kW)の補助建屋(放射線管理区域外)で平成16年2月から使用している給湯用の電気式温水ボイラーについて、「労働安全衛生法第88条(※1)」およびその関連規則である「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく労働基準監督署への届出や落成検査の必要な手続きが行われていませんでした。

(平成17年5月19日お知らせ済み)

5号機の電気式温水ボイラーについては、6月6日に労働基準監督署への届出を行うとともに、6月 14日に落成検査を受検し、必要な手続きを完了しました。

また、浜岡原子力発電所のその他の設備について、労働安全衛生法第88条およびその関連規則に基づく労働基準監督署への計画の届出状況の調査を行ったところ、届出が行われていない設備があることがわかり、本日(8月2日)、以下の設備について所轄の労働基準監督署へ届出を行いました。

なお、届出にあたっては、労働基準監督署の指導の下、過去10年間に設置や変更等を行った設備 を対象としました。

## 口労働安全衛生法88条に基づく届出を行った設備

- 5号機の設置(平成17年1月営業運転開始)
- •1,2号機常用系冷凍機の変更(平成10年5月使用開始)
- ・2号機中央制御室換気系機器の変更(平成12年4月使用開始)
- ・雑固体廃棄物溶融炉設備の設置(平成14年12月使用開始)
- •5号機軽油タンクの設置(平成17年1月使用開始)
- ・5号機燃料デイタンクの設置(平成17年1月使用開始)

なお、これらの設備については、「電気事業法」、「原子炉等規制法(※2)」等に基づく許認可の手続きや検査等は適切に実施されております。

同様な事象の再発を防止するため、速やかに所員に対し、労働安全衛生法に関する必要な手続き 内容について周知徹底するとともに、法令に関する所員教育のなかで、労働安全衛生法および関係法 令について教育を行います。

- ※1 労働安全衛生法第88条では、建設物、機械等の設置や変更等を行う場合、その計画を労働基準監督署長に30日前までに届け出ることとされています。なお、本日設置・変更届を行った設備は、労働安全衛生法に基づく落成検査の対象ではありません。
- ※2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

以上